

第9回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年9月27日(月)13時30分から

2. 開催場所 世羅町役場 南館3階 会議室2

3. 出席委員 13人

会長 1番 内海 武博

会長職務代理者 2番 作田 博 3番 折元 文則

4番 上野 悟 5番 安井 弘之 6番 夏見 弘則

7番 得納 逸二 8番 宮丸 和也 9番 鈴木 義昭

10番 荻田 光 12番 吉儀 良弘 13番 桜井 陽子

14番 島津 健治

農地利用最適化推進委員 なし

4. 欠席委員 11番 日南田貴美

5. 議事録署名委員の指名 4番 上野 悟 7番 得納 逸二

6. 議事日程

第1 付議事項

議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について(1件1筆)

議案第52号 農地法第4条の規定による許可申請について(2件2筆)

議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請について(1件2筆)

議案第54号 非農地証明申請について(1件1筆)

議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請の取消しについて(1件1筆)

議案第56号 業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)

議案第57号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案について(利用権設定)

第2 協議事項

(1) 農地法関係事務処理ガイドラインの改正について

第3 報告事項

(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について

(2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

(3) 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について

(4) 農地法第4条及び第5条の規定による意見聴取について(回答)

(5) 農業相談について

第4 連絡事項

(1) 今後の日程

7. 出席農業委員会事務局職員 事務局長 大原幸浩・係長 城西 隆志・主査 澤井唯華

8. 委員・事務局職員以外の出席者 なし

9. 傍聴者 なし

10. 会議内容(議長 1番 内海 武博)

件1筆)を議題といたします。

議長

はい、それでは、事務局の説明を求めます。

(議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容)

譲受人	譲渡人	理由(渡・受人)	現地調査委員	現地目	地籍
■■■■	■■■■	(渡) 県外在住であり、耕作困難となり後継者もない為譲渡する。 (受) 法人の構成員であり今後も法人に於いて利用権設定を行い将来的に耕作する。 (■■■■)の構成員)	稲田・相良・下原	田1筆	468㎡
			(現地確認) 9月16日、9時から3名の委員で実施され、特に問題は無いとの意見をいただいております。		

事務局

はい、議案集1ページをご覧ください。議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。(議案集により朗読説明。)

議長

はい、ありがとうございました。事務局からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長

ありませんか。

議長

はい、それでは、採決いたします。申請通り許可として取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

議長

はい、ありがとうございました。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第52号)

議長

続いて、議案第52号「農地法第4条の規定による許可申請について」(2件2筆)を議題といたします。

議長

それでは、事務局の説明を求めます。

(議案第52号農地法第4条の規定による許可申請内容)

申請人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	事業概要
■■■■	田1筆 1,247㎡	長屋住宅 (共同住宅)	茶谷・湯川・是竹	現況 田 第2種農地 農用地区域外
(現地確認)9月19日、9時から3名の委員で実施され、問題は無いというご意見をいただいております。				
■■■■	畑1筆 262㎡	墓地造成 (始末書提出)	正迫・亀田・上羽場	現況 畑 第2種農地 農用地区域外
(現地確認)9月20日18時5分から3名の委員で実施され、問題は無いというご意見をいただいております。				

事務局

はい、議案集6ページをご覧ください。議案第52号「農地法第4条の規定による許可申請について」(議案集により朗読説明。)2件目については、親戚の方のものも含めた墓地になります。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。事務局からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい、10番委員さん。

10番 はい、10番荻田です。2件目、墓地ができるということですけど、駐車場6台のスペースがありますがこれは適当なんでしょうか。

議長 はい、事務局。

事務局 はい、こちらの農地につきましては、寄せ墓で、6軒分の世帯が入ることですので、全員がそろわれた時には6台分のスペースが必要で、妥当というふうに考えております。

議長 いいですか。

10番 はい。

議長 はい。他にはありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、それでは、採決いたします。申請通り許可として取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。

(議案第53号)

議長 続きまして議案第53号「農地法第5条の規定による許可申請について」(1件2筆)を議題とします。

議長 それでは事務局の説明を求めます。

(議案第53号の内容「農地法第5条の規定による許可申請について」)

譲受人	譲渡人	転用目的等	現地調査委員	備考
■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	太陽光発電設備	勝見・黒木啓・藤高	田2筆 1,911㎡ 第2種農地 農用地区域外
(所有権移転)		(現地確認) 9月18日16時30分から3名の委員で実施され、農地転用について問題ないというご意見をいただいております。		

事務局 はい、議案集28ページをご覧ください。議案第53号「農地法第5条の規定による許可申請について」です。(議案集により朗読説明。)以上です。

議長 はい、事務局からの説明・報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、それでは採決いたします。申請通り許可として取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。(挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第54号)

議長 続いて、議案第54号「非農地証明申請について」(1件1筆)を議題といたします。

(議案第54号「非農地証明申請について」内容)

申請人	当該農地	地目地籍	かい廃年月日	証明を受けようとする理由	現地調査委員
		田 1 筆 308 m ² (現況 雑種地) (始末書提出)	H13 年頃	地目変更	稲田・相良・下原
			(現地確認)9月16日9時30分から3名の委員 で実施され、問題ないというご意見をいただいております。		

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集 36 ページをご覧ください。議案第 54 号「非農地証明申請について」です。(議案集により朗読説明。) 以上です。

議長 はい、事務局からの説明・報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、それでは採決いたします。申請どおり許可として取り扱う事に賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第 55 号)

議長 続きまして議案第 55 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の取消しについて」(1 件 1 筆)を議題とします。

議長 それでは事務局の説明を求めます。

(議案第 55 号の内容「農地法第 5 条の規定による許可申請の取消しについて」)

譲受人	譲渡人	当該農地	地目・面積	議案	取り消し理由
			畑 1 筆 1,216 m ²	令和 3 年第 6 回総会 議案第 35 号 審議結果 許可	隣地の土地所有者との協議が整わなくなったため。(隣地の土地所有者からの要望により、追加で水路設置を検討したが予算の関係で対応できないため)

事務局 はい、議案集 40 ページをご覧ください。議案第 55 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の取消しについて」です。(議案集により朗読説明。) 以上です。

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可として取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。(挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。

(議案第 56 号・第 57 号)

議長 それでは、続きまして、議案第 56 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)」及び議案第 57 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用

地利用配分計画案について(利用権設定)」は、関連がありますので一括して議題といたします。この議案はそれぞれ世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、別冊議案第56号「農用地利用集積計画の作成について(利用権設定)」、議案第57号「農用地利用配分計画の作成について」説明させていただきます。別冊議案第56号の2ページをお開きください。農用地利用集積計画の集計について読み上げさせていただきます。

(以下、1期間・2新規再設定・3貸借手数・4地目別について、農用地利用集積計画の集計を概略説明)。

甲山地区	4筆	7,496㎡	世羅地区	4筆	12,039㎡
合計	8筆	19,535㎡	すべて田、再設定となっております。		

次に、別冊議案第57号「農用地利用配分計画の作成について」の3ページをお開きください。先ほどの計画がすべて配分計画の方へ反映されております。甲山地区4筆7,496㎡が仁科さんへ、それから世羅地区12,039㎡が(農)ふぁーむ賀茂へ配分計画がされております。説明については以上です。

議長

はい、事務局からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長

ございませんか。

議長

はい、原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長

それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

議長

はい、ありがとうございました。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

本日の議案は、全てご審議頂きましたのでここで協議事項に移らせていただきます。併せて議長も交代いたします。よろしくお願いいたします。

(議長交代・作田副会長が進行)

13時51分

(協議事項)

議長

それでは協議事項(1)「農地法関係事務処理ガイドラインの改正について」事務局の説明を求めます。

事務局

はい、それでは別冊となっております協議事項(1)「農地法関係事務処理ガイドラインの改正」につきましてご説明させていただきます。これは令和3年7月30日付で広島県農林水産局就農支援課長の方から、「農地法関係事務処理ガイドライン」の改正ということで、各市町の農業委員会の方へ通知がされております。審査基準を改正して、農業委員会総会での議決を行うということがございますので、今回の総会の協議とさせていただきます。

具体的な内容につきましては、2ページ目から、改正等の概要につきまして、記載の方がされております。事前に資料等送付させていただいておりますので、ご一読していただいていると思っております。主なものは割愛させていただきますが、全部重要ではありますが、主なものといましては、様式の中での押印欄の廃止の関係と農業委員会からの証明等の印の関係という所が出てきます。それに伴っての関係の書類などが簡素化されているということでござい

す。こちらの押印の関係でございますが、現在、町長部局の方でも押印廃止、国からの関係もございまして押印廃止の関係の流れもございまして、今回、総会の方では内容的な所をご確認の方して頂きまして、施行時期につきましては町長部局と合わせたような形で、とらさせて頂きたいと言うふうに考えております。また、農業委員会で証明をする際の農業委員会長の印につきましては、省略することなく、それについては従来どおり押印したもので証明させて頂きたいと言うふうに考えております。以上です。

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。何か質疑・意見はありませんか。
議長 ございませんか。
議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)
議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、原案が成立しました。ありがとうございました。

(報告事項)

議長 それでは、報告事項(1)については冒頭に報告がありましたので、報告事項(2)「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集42ページをご覧ください。報告事項(2)「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」相続の関係でございます。権利を取得したものは、[]の[]さん、当該農地は[]、1筆の1,716㎡、権利を取得した日は令和3年6月29日、父より相続されたものです。続いて[]の[]さん、当該農地が[]他12筆11,875㎡です。権利を取得した日は令和3年8月6日、父より相続されております。続いて[]の[]さん、当該農地は、[]他3筆2,811㎡です。権利を取得した日は令和2年9月24日です[]さんの遺言による包括遺贈となっております。うち3筆の[]、[]、[]は、共有持ち分ということで、ご自分の所のみ相続がなされております。以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項(3)「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集43ページをご覧ください。報告事項(3)「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について」です。(以下 報告事項(3)「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について」1件を議案集により朗読説明。)

事業者	当該農地	事業の目的	事業概要	種別・農振計画
[]	[] 田1筆 334㎡の内の16㎡	携帯電話サービスエリアの拡充	無線通信用電波塔 (14.975mコンクリート柱)	第3種農地 農振区域外

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項(4)「農地法第4条及び第5条の規定による意見聴取

について（回答）」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集 50 ページをご覧ください。報告事項（4）になります。これは 6 月の総会の時に 4 条及び 5 条の関係で、世羅町農業委員会事務局で許可したものに付きまして、広島県農業会議の方へ意見聴取を行ったものでございます。両方とも許可されることに異議はありませんということで回答がありました。4 条は農業施設用地への転用、5 条は■■■■地区の漬物の加工施設への転用ということでございました。以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項（5）「農業相談について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集 51 ページをご覧ください。報告事項（5）でございますが、新型コロナウイルス感染症対策のため中止とさせていただいております。以上です。

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。

（連絡事項）

議長 それでは、連絡事項（1）「今後の日程について」事務局から連絡をお願いします。

事務局 はい、それでは、議案集 52 ページをご覧ください。

（連絡事項（1）「今後の日程について」内容、以下、議案集により朗読説明）

月 日	内 容	場 所	出席予定者	備 考
10月6日	農業相談	津名自治センター	宮丸委員 折元委員	9:30~
10月11日	世羅町農業委員会 役員会	世羅町役場南館 2階打ち合わせ室	役員全員	9:30~
10月25日	第10回 世羅町農業委員会総会	世羅町役場南館 3階会議室2	委員全員	13:30~

10月4日（広島市）、5日（福山市）、7日（三次市）の農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック研修会は事前に案内し、ご出席の連絡があった方については、開催場所等電話で連絡しておりますとおりに出席をよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

議長 はい、その他で事務局から何かありますか。

事務局 今回、委員さんへ参考図書のご購入案内等がございましたので、勉強等される中で必要ということがございましたら、費用は負担して頂くようになりますのですが、事務局で発注させていただきます。以上です。

議長 委員の皆さんの方から何かありますか。

議長 ありませんか。

議長 はい、これを持ちまして第9回世羅町農業委員会総会を終了いたします。本日の会場の片付けは8番委員から14番委員さんをお願いします。

（閉会）

14時02分